

26. 寛文事件の「寛文」の正しい読み方

問 寛文事件の「寛文」の正しい読み方は、「かんもん」か、それとも「かんぶん」か。
(1)

答 「年号読方考証稿」(山田孝雄)によると、「寛文」の正しい読み方は、15の読み方実例をあげて「かんぶん」⁽²⁾であることを示しています。

注(1) 後西・靈元天皇の時代の元号、寛文元年4月25日から寛文13年9月21日まで〔1661～1673〕。俗に伊達騒動といわれる事件は寛文11年に起ったので、寛文事件〔当時は寛文一件〕と称せられる。

なお、元号に「文」の文字のつくものは次のとおりであるが、「文」はすべて「ぶん」と読むのが正しいとされる。文治・文暦・文応・文永・文保・文中・北朝の文和・延文・文安・文正・文明・文亀・天文・文禄・寛文・元文・文化・文政・文久。

注(2) わが国の年号は孝徳天皇の「大化」〔645〕に始まるが、複数音をもつ漢字を用いているため所定の読方が不明で、専門家でさえ正しく読み得ないものが多い。これを明確にすることが、史学上の基礎であるとして、明治30年頃から昭和20年まで実に40年の努力を傾注して完成したもので、年号読み方に関しては最も信頼度の高い著作である。この書は年号考証のため、古文書の上で仮名書きしてあるものを中心とし、その他の文献の中で仮名で傍書したものや仮名書きのもの、慶長元和頃及び幕末頃の外外交文書のうちローマ字で書いた年号、ケムベル「日本史」ほか外人の著書にある年号の発音等を採取校較、あらゆる既存の年号読方の研究書をも渉猟し尽している。

なお、「大正」以後の年号は内閣告示により国家がその読み方を明示することになったので、将来の年号については問題はない。

資料 年号読方考証稿(山田孝雄)
国史名称読例(稲垣千穎)
年号索引(「国語学辞典」(国語学会編)の内)

27. 「縦ノ木は残った」の「縦ノ木」の表記の可否

問 「縦ノ木は残った」は「縦の木は残った」と書き表わすべきではないか。

答 テレビドラマを見ただけではなく、原作「縦ノ木は残った」をよくお読みになることです。そして、題名は勿論のこと、文中に頻繁に数多くあらわれてくる「縦ノ木」という表記のすべてに注意されることです。この作品における「縦ノ木」は、いわゆる縦の木一般ではなく、作者の文学的意図を示す特定の縦の木であることを理解すれば、おたずねのような問題は解消するはずで、著作物とその題号とは、作者の生存中は勿論死後においても、第三者による改竄〔かいざん〕変更を許さないという法律上の保護を受けるものであります。これは著作権法上の著作人格権の一つ、同一性保持権といわれるもので、著作権法第20条に『著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。』と規定されています。この点からも「縦ノ木は残った」の表記は、みだりに変改するものではありません。

注(1) 山本周五郎著。昭和29年7月から30年4月まで、同31年3月から同9月まで日本経済新聞に連載したもので、後で300枚を書き加えて上・下2冊本として昭和33年講談社から出版した大作である。昭和34年度の毎日出版文化賞に推薦されたが、著者は固辞して受けなかった。この作品は、寛文事件に題材をとったもので、史論・考証の書ではなくあくまで小説であり、しかもすぐれたフィクションである。昭和45年のNHK大河テレビドラマ「縦ノ木は残った」は、この原作を茂木草介が脚色し、更に脚色者の創作部分を添加したものである。この年、県内全体は盛んな縦の木ブームに沸き立った。この前後原作「縦ノ木は残った」の普及版も数社から大量出版された。「宮城県郷土史年表」重訂版（菊地勝之助）の『昭和41年5月30日「縦ノ木は残った」刊行』とあるのは、それらの一つをとらえたもので、初版公刊昭和33年の事実を逸しており、著作物に関する年表記録としては適切でない。なお、「縦ノ木は残った」は、昭和34年3月に、村山知義の脚色・演出で吉右衛門劇団が、明治座で上演したことがある。また、昭和37年に大映が、八尋不二脚色、三隅研二演出、長谷川一夫の主演で「青葉城の鬼」と題してこの作品を映画化したことがある。

「縦ノ木は残った」のヒーロー原田甲斐の館址（柴田郡柴田町船岡）に、昭和45年建立の文学碑がある。碑文は「縦ノ木は残った」のフィナーレの一節『雪はしだいに激しくなり縦ノ木の枝が白くなった 空に向かって伸びているその枝々は いま雪を衣て凜と力づよく 昏れかかる光の中に独り 静かに しんと立っていた』を、山本周五郎夫人の筆で刻んである。

資料 著作権法